

＜旅行業等登録申請書類一覧表＞

○は必要、△は該当する場合に必要

	書類名	旅行業						旅行業者代理業新規登録		備考	
		新規登録		更新登録		変更登録					
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人		
	千葉県収入証紙		17,000円		17,000円		11,000円		15,000円	登録申請手数料	
1	(新規・更新・変更)登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	住所欄は、法人は登記事項証明書の本店欄の所在地を、個人は住民票の住所欄の住所をそのまま記入	
	(新規・更新・変更)登録申請書(2)	△	△	△	△				△	△	旅行業等を行うその他の営業所(支店等)がある場合のみ
	(新規・更新・変更)登録申請書(3)			△	△						旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせる場合のみ
2	定款又は寄附行為の写し	○		○					○	○	最新のもの 目的欄に「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」 ^(※1) の記載があること
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)【原本】	○		○					○		発行日より6か月以内のもの 目的欄に「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」 ^(※1) の記載があること
	住民票 ^(※2)		○		○					○	発行日より6か月以内のもの
4	役員の宣誓書	○		○					○		任意様式 宣誓書は自署のこと 非常勤、監査役等も含め現役員全員分
	本人の宣誓書		○		○					○	任意様式 宣誓書は自署のこと
5	旅行業務に係る事業の計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空券発券に係る契約書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	航空券発券に係る契約等がある場合のみ
	海外手配業者との契約書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	海外手配業者との契約等がある場合のみ
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式
	旅行業務従事者等名簿	△	△	△	△	△	△	△	△	△	任意様式 詳細を旅行業務に係る組織の概要に記載した場合、省略可 その他の営業所がある場合は、営業所ごとに作成
	事故処理体制の説明書	○	○	○	○						任意様式
7	旅行業務取扱管理者選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式
	旅行業務取扱管理者全員の合格証又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	記載事項に変更がある場合、その変更を確認できる戸籍の個人事項証明書又は記載事項証明書を添付
	旅行業務取扱管理者定期研修修了証の写し	△	△	△	△				△	△	直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、提出不要
	旅行業務取扱管理者全員の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式 日付・住所・氏名・生年月日は自署のこと 役員又は本人が取扱管理者の場合は、重複分は省略可
	旅行業務取扱管理者全員の宣誓書(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式 他の営業所との兼務をしていないことを宣誓するもの 日付・住所・氏名・生年月日は自署のこと
	旅行業務取扱管理者全員の履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式 履歴書は自署のこと
8	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書の写し ^(※3)	○		○		○					全文(附属する書類は全て添付)
	決算書類の監査証明に係る書類の写し ^(※4)	○		○		○					財務監査を受けていない場合、納税申告書の写し(全文)及び勘定科目明細書(その他の資産負債の明細書) ^(※5)
	財産に関する調書の写し		○		○		○				申請直前に作成したもの
	財産に関する調書に係る証明書【原本】		○		○		○				預金残高証明書、固定資産評価証明書等の財産に関する調書を証明できるもの
9	旅行業約款及び認可申請書又は標準旅行業約款設定届出書	○	○								任意様式
10	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し			○	○	○	○				
11	旅行業協会発行の入会確認書又は入会承認書の写し	△	△								登録後に旅行業協会の保証社員となる場合のみ
12	代理業契約の契約書の写し								○	○	別表、付属約束手等がある場合、全て添付

※1 旅行業者代理業の場合、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」

※2 法令上は「住民票の写し」ですが、市区町村で発行されるもの自体が「住民票の写し」であるため、誤解を避けるため「住民票」と表記しています。

※3 法人設立後最初の決算期を終了していない場合、会社設立時の貸借対照表及び預金残高証明書が必要となります。

※4 公認会計士又は監査法人による財務監査を受けている場合

※5 いずれもない場合、預金残高証明書、公的証明のある固定資産評価証明書等の財産を証明するもの

※6 新規登録申請時には本人確認のため「運転免許証」、「マイナンバーカード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の原本の提示をお願いします。